

## 第23回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

### 議題 児童虐待について

#### 1 開催日時

平成24年7月11日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

#### 3 出席者等(50音順・敬称略)

##### (1) 委員

浅利祐一，伊藤利晴，小笠原 寛，多田摩由美，多田みゆき，林 圭介，間  
宮政喜，丸山哲巳，山下輝年

##### (2) ゲストスピーカー

米田浩二(釧路児童相談所指導援助課長)

##### (3) 裁判所(説明者)

若生昌彦(首席家庭裁判所調査官)，前村唯之(首席書記官)

##### (4) 庶務

宮木隆壽，小島 巧，山口 毅

#### 4 議事概要

##### (1) 新委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された山下輝年委員が委員会庶務から紹介され，挨拶をした。

##### (2) ゲストスピーカーの紹介

米田浩二釧路児童相談所指導援助課長が委員会庶務から紹介された。

##### (3) 釧路における児童虐待の現状について

米田浩二釧路児童相談所指導援助課長が，釧路における児童虐待の現状につ

いて説明をした。

(4) 児童虐待と家庭裁判所の関わりについて

若生首席家庭裁判所調査官が、児童虐待と家庭裁判所の関わりについて説明を行い、意見交換を行った（発言の要旨は、別紙のとおり）。

(5) 退任委員紹介及び挨拶

平成24年7月31日をもって任期満了となる伊藤利晴委員及び多田みゆき委員が、同年9月30日をもって任期満了となる浅利祐一委員が林圭介委員長から紹介され、それぞれ挨拶をした。

(6) 次回開催日時及び議題

平成25年3月6日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

議題 裁判所の防災対策について（地方裁判所委員会と合同開催で調整）

(別紙)

## 意見交換における発言の要旨

### 1 児童虐待に関する全体的な印象について

委員： 私が所属している釧路更生保護女性会は、良い社会を作るには子どもの頃から良い教育をしなければならないという子育て支援の観点から活動していて、3名から5名程度のミニ集会を年13回くらい開催している。人の家のことは言えない世の中になっていて、虐待を通報したことが分かれば、近所付き合いがうまくいなくなるから、なかなか虐待の事実を言うことができない。違う意見を言うこともできない。

ゲスト： 通報を受けた場合、誰から通報を受けたということは隠して家庭訪問している。どんな些細なことでも児童相談所に教えてくれたら、児童虐待の早期発見につながるので、お願いしたい。全国各市町村の保健所では、子どもに検診を受診させない母親の方が児童虐待のリスクが高いことから、乳児家庭全国保護事業の一環として、子どもが生まれたら、どんな家庭でも訪問してアドバイスをするなど、できる限りのフォローをする取組をしている。

委員： 授業の一環で、児童相談所に教育実習に行ったことがあるが、その時に、職員は大変な思いをされていたという実感がある。その後、児童相談所も職員の数が増えていた。朝日新聞社から出版されている「殺さないで」という本を読んだが、資質の高い職員の育成が難しくなっていると書かれていた。なぜ、虐待が増えたのかを考えると、例えば、高齢者虐待の場合には貧困の問題がある。児童虐待の場合も同じとは言えないが、親の環境や経済状況、核家族化などいろいろな要因があってこのような問題が起きている。

説明者： 貧困の問題は大きい。若い夫婦においては、自分も独立できていない

のに、経済的に子育ての負担が大きくなっているのではないか。

委員： 私は、釧路弁護士会の子どもの権利委員会の委員になっていたこともあって、何度か児童相談所に行ったことがあるが、現場は大変な状況にある。ほとんどがクレーム対応に追われる状況にあるので、警察との連携や児童相談所の権限の強化が必要である。また、児童虐待の原因として、どの家庭も裕福ではないこと、親が教育をきちんと受けていないことが加害者の共通した事項であることからすると、今後、児童虐待の件数も増えることが予想されるので、児童相談所の体制を充実させ、迅速な対処ができるようにすべきである。

ゲスト： 児童相談所の人員は、釧路児童相談所では、私自身、児童福祉司と指導援助課長を兼務しているような状況にあり、充分ではない。

委員： 児童福祉法28条事件の終局結果で却下されるケースが2.1パーセントということだが、どのような状況なのか教えていただきたい。

ゲスト： 北海道では、児童福祉法28条事件の申立てをする際に、弁護士等に相談してから申立てをする体制となっているので、却下となることはあまり考えられない。他の地域では、そのようなことをせずに、直接申立てをしている場合があることも関係しているのではないか。

説明者： 2.1パーセントの割合は、件数にして4件であり、地域の取扱いの違いによる場合や法律的要件を満たさない場合が考えられる。

委員： 児童虐待は早期発見が重要であると考えますが、心理的虐待は発見しづらい状況にある。どのようなケースが発見されるのかお聞きしたい。

ゲスト： 全国的に見られるのは、夫の妻に対する暴力を子どもが目撃していたケースである。このような場合、基本的には、警察からの通告により、心理的虐待として認定している。

委員： 親自身が未熟であるとか、虐待を受けていたというのが原因であるが、そういった親への心理的なケアについて教えていただきたい。

ゲスト： 前任庁の札幌中央児童相談所では、虐待を行っていた母親へのペアカウンセリングの場所を提供し、母親同士が同じ悩みを打ち明けたりして、安心感を得る取組をしていた。そのほか、全国的に、被虐待児の保護者に対し、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を伝えることで、虐待の予防や回復を目指すCSP（コモンセンスペアレンテリング）研修を行うため、そのトレーナーになる研修を職員に受講させている。

これまで、学校は、児童虐待を通告すると、それが親に分かってしまうことから、通告することを躊躇していたが、今は、学校には児童相談所に通告する義務が課せられていることを親に説明してもらい、あとは児童相談所が引き取るので、通告を躊躇されることがないようにしてほしいとお願いしている。

委員： 医療ネグレクトの際に、親権停止の申立てをする場合、申立権者は誰になるのか。

説明者： 児童相談所、親族、検察官等が考えられる。

委員： 児童虐待の原因は、一概には言えないが、親が悪いのではないか。基本的にトラブルを起こすのは、自分の権利だけを主張し、ルールに従うという気持ちがないので、そういったところから変えていかなければいけない。子ども達にも根本的なことを教えて、意識付けをしていかなければならない。

両親の元で虐待を受けたケースが多いのか、離婚した家庭において、虐待を受けたケースが多いのか教えていただきたい。

ゲスト： 必ずしも離婚した家庭に児童虐待が多いとはなっていない。虐待の重症化という観点から見れば、血のつながりが少ない家庭の方が多いのではないか。一方、ネグレクトであれば、貧困が原因となる。虐待の種類、症状によって変わる。

委員： いろいろ学校が面倒を見るから、親もそれに甘えている。経済的な問

題は、児童虐待に全部つながっている。ネグレクトの場合は分かりづらいこともあり、児童相談所を含め、各機関が連携しないとなかなか解決しない。

説明者： 一概には言えないが、児童虐待をしている人の中には、生活保護を受給している人がいて、子どもが施設に行くとその分の生活保護費を減額されることから、強く抵抗を示すことがある。

委員： 虐待をしている割には、子どもを引き離されると文句を言う。世間体を気にするのではないか。また、愛情の反対は無関心というが、虐待をしているというのは何らかの関心があるのではないか。さらに、加害者に実母が多いのは、離婚すると、親権者が母親となるケースが多いし、子どもと接する時間が多いからではないか。

## 2 その他

説明者： 子の調査においては、虐待によって、PTSD（心的外傷後ストレス症候群）のケースもあるので、調査に行く前に、児童相談所にどのように対応すべきか相談している。

委員： 加害者は虐待をしている自覚がない。虐待には心理的な原因がある。

説明者： 児童虐待は、統計的に身体的虐待が多いが、心理的虐待も含まれていることがあり、複数の類型にまたがっていることもある。

委員： 母親の立場からすると、教師を信頼している人がほとんどいない。教師と相談できる雰囲気がない。親のストレスが原因で児童虐待をしているというのもある。

委員： 今の価値観は、偏差値が全てである。昔の価値観は多様化していた。

委員： 今の親は、先生と対等か、下に見ている。そうした言動が子に伝わるので、教師を軽く見ているのではないか。

以上